

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年9月20日 鏡石町農業委員会第14回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和6年 9月10日(火)
- 2 会 期 令和6年 9月20日(金) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和6年 9月20日(金) 午後1時30分  
閉 会 令和6年 9月20日(金) 午後1時50分

4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室

5 招集委員

### 農業委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君  | 4番 藤島 真理子君 |
| 5番 白澤 正君   | 6番 稲田 貴夫君  |
| 7番 面川 祐吉君  | 8番 円谷 一男君  |
| 9番 菊地 榮助君  |            |

農地利用最適化推進委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 6番 稲田 孝君   | 8番 円谷 一男君  |
| 10番 円谷 勝彦君 | 12番 斎藤 博仲君 |

6 出席委員

### 農業委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 大塚 光 法君 | 2番 根本 竜太郎君 |
| 3番 鵜沼 雅子君  | 5番 白澤 正君   |
| 6番 稲田 貴夫君  | 7番 面川 祐吉君  |
| 8番 円谷 一男君  | 9番 菊地 榮助君  |

農地利用最適化推進委員

- |            |            |
|------------|------------|
| 6番 稲田 孝君   | 8番 円谷 一男君  |
| 10番 円谷 勝彦君 | 12番 斎藤 博仲君 |

7 欠席委員

- 4番 藤島 真理子君

8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名

- |            |           |
|------------|-----------|
| 事務局長 吉田 光則 |           |
| 主 査 井口 朋洋  | 主 事 小田川 翼 |

## 9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第 1 4 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

会長

皆さんこんにちは。議会でも執行の方でコロナが 2 名出ましたが、しばらくぶりの懇親会も急遽中止という事で、コロナもだいぶ増えているので、これからの活動についても皆さん気を付けてやっていただければと思います。

また、米の収穫も始まってきましたが、この天気で休んでるという感じで、今日、田んぼを見てきましたが、水浸しというあんばいでした。

話は変わりますが、マイコス米の研修をやりましたが、稲田委員が来年度、農業委員会を代表してマイコス米の栽培に取り組んでくれるという事で、農業委員会と産業課も協力していく中で、先日マイコス米の研修で説明をしていただいた会社の方が来庁し、ほ場を見ていったという事であります。

来年度に我々も期待して、もし成功すれば、鏡石町も活用できるのかなと考えておりますので、引き続き宜しくお願いします。

今日は議案が 2 件、報告 2 件ということで皆様にご審議いただきますので、宜しくお願いいたします。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

会長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、4 番 藤島 真理子 委員です。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「3 番 鵜沼 雅子 委員」「5 番 白澤 正 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、今回案件3件でございます。

番号1番 本町地区において、地目畑、申請理由につきまして、譲渡人が施設入所中により、農地の維持管理ができないため、従弟へ譲るという形で、売買による所有権移転となっております。

続きまして、番号2番 申請があった土地につきまして、成田原町地区において、譲渡人から譲受人3名へ贈与をし、持ち分3分の1ずつの共有名義となっております。

最後に番号3番 東鹿島地区において5筆になります。申請事由につきましては、親子間での贈与による所有権移転となっております。

申請位置図につきましては記載のとおりです。

議案第1号の説明は以上となります。

議長

議案第1号について、説明が終わりました。

ここで地元委員より意見を求めます。

6番 稲田推進委員

稲田  
推進委員

議案第1号 番号1 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、9月4日（水）、稲田委員と実施しました。

譲受人と面会し、譲渡人は現在施設入所中であり農地の維持管理や耕作ができないことから農地を譲り受け、牧草として耕作するための所有権移転に、間違いのないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、10番 円谷推進委員

円谷  
推進委員

議案第1号 番号2 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、9月4日（水）、円谷会長職務代理者と実施しました。

譲受人と面会し、譲受人の叔父にあたる譲渡人から贈与によって3人へ譲り受ける内容であり、持ち分3分の1の共有名義として所有権移転することに間違いのないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続いて、8番 込山推進委員

込山  
推進委員

議案第1号 番号3 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、9月4日（水）、白澤委員と実施しました。

譲受人及び譲渡人の代理人の行政書士と面会し、譲渡人の農地を全て譲り受け、経営移譲するための所有権移転に間違いのないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、案件は1件でございます。

羽鳥地区において、畑、所有権移転に伴うもので、申請後は太陽光発電にするものとなっております。

申請位置図については記載のとおりです。

事務局からは説明は以上となります。

議長 議案第2号について、説明が終わりました。

ここで地元委員より意見を求めます。

12番 斎藤推進委員

斎藤推進委員 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査は、9月4日(水)、大塚委員と実施しました。

譲受人及び譲渡人の代理人の行政書士と面会し、太陽光発電設備の設置に係る農地転用の説明を受けました。

周囲は宅地と農地及び道路に面していますが、農地等の所有者には既に了解を得ていることを聞き取り、今後の営農に影響がないことを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議 長	<p>暫時、休議します。</p> <p>(休議 13時42分) (開議 13時42分)</p>
議 長	<p>休議前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>次に報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地 転用の届出があり、受理したので報告するものでございます。 番号1番 中町地区において、転用後は宅地とするものでございます。転 用計画でございますが、申請地を住宅及び駐車場とするものでございます。 申請位置図については記載のとおりです。 事務局からは説明は以上となります。</p>
議 長	<p>報告第1号について、説明が終わりました。 報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございません か。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>御異議がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定 による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしまし た。</p>
議 長	<p>次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、 を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、次の とおり農地転用届出があり、受理したので報告いたします。 番号1番 大池地区において、所有権移転の転用後は駐車場にするもので ございます。 番号2番 中町地区において畑2筆、権利の種類が賃借権設定20年によ るものでございます。転用後は宅地及び駐車場といたします。 番号3番 中町地区において、権利の種類が賃借権の設定20年となっ てございます。転用計画は宅地及び駐車場敷きにするものでございます。 申請位置図については記載のとおりです。 事務局からは説明は以上となります。</p>
議 長	<p>報告第2号について、説明が終わりました。 報告第2号について、報告のとおり承認することに御異議ございません か。</p>

(異議なし)

議 長 御異議がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定いたしました。

議 長 その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第14回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 1 時 50 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 3番 印

署名委員 5番 印